

中小漁業者等のみなさまで . . .

- 漁船の建造、購入等に必要な資金を借りたい方
- 漁業経営に必要な運転資金を借りたい方
- 生活に必要な資金を借りたい方



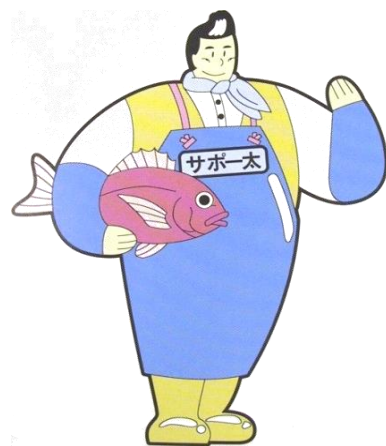
漁業信用保証制度をご活用ください！

漁業信用保証制度は、中小漁業者等の皆様が金融機関からの資金調達を円滑に行えるよう、漁業信用基金協会が公共的な立場から保証人となる制度です。

中小漁業者等とは

「中小漁業融資保証法 第二条」に定められた、次に掲げる皆様です。

- ① 漁業を営む個人及び漁業に従事する個人
- ② 漁業を営む法人(水産業協同組合を除く。)であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が3,000トン以下であるもの
- ③ 水産加工業を営む個人
- ④ 水産加工業を営む法人(水産業協同組合を除く。)であって、その常時使用する従業者の数が300人以下又はその資本金の額若しくは出資の総額が1億円以下であるもの
- ⑤ 水産業協同組合(信用漁業協同組合連合会並びに信用水産加工業協同組合連合会を除く。)
- ⑥ 水産振興法人※¹
- ⑦ 協同会社※²
- ⑧ 任意団体



※¹ 水産業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人で、①(漁業を営む個人に限る。)若しくは②から⑤の者又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を抛出しているものをいいます。

※² 水産物の保蔵、運搬又は販売の事業その他の水産業の振興に資する事業を主たる事業として営む株式会社及び持分会社であつて、①から⑤の者が、株式会社にあつては総株主の議決権(地方公共団体を除く。)の過半数を有し、持分会社にあつては業務を執行する社員の過半を占めているものをいいます。